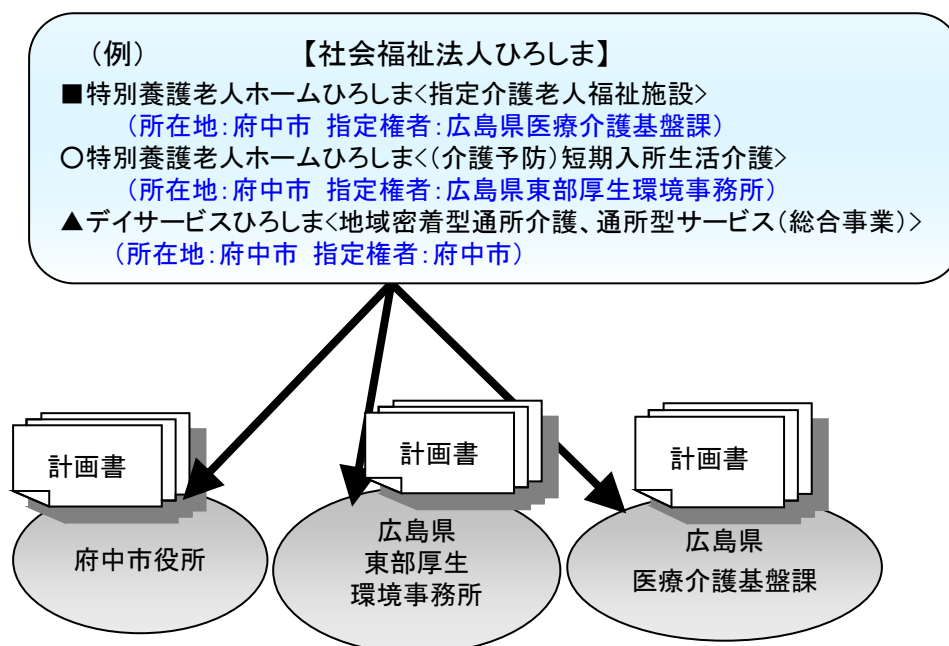


【複数の指定権者に提出する場合の手順】

- ◆ 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が、計画書等を法人一括で作成する場合には、各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。

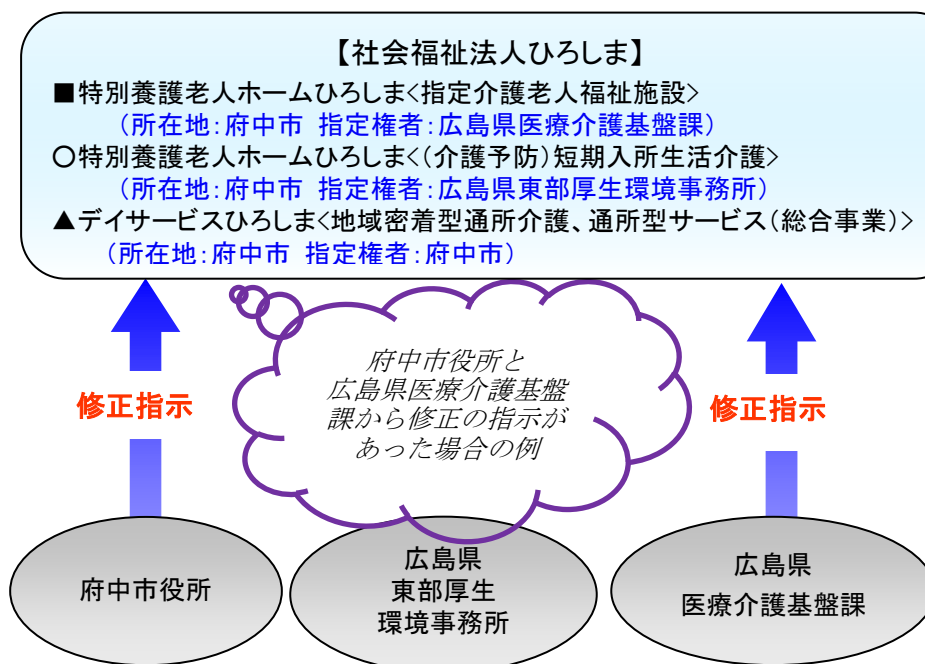
1. 令和7年3月17日(月)又は令和7年3月末日までに「体制届」を各指定権者に提出する。
令和7年4月15日(火)までに「計画書」を各指定権者に提出する。

※当日までに計画書等の提出がない場合は、令和7年4月又は5月からの算定はできません。
(以下の例の場合、3箇所それぞれに提出が必要となります。)

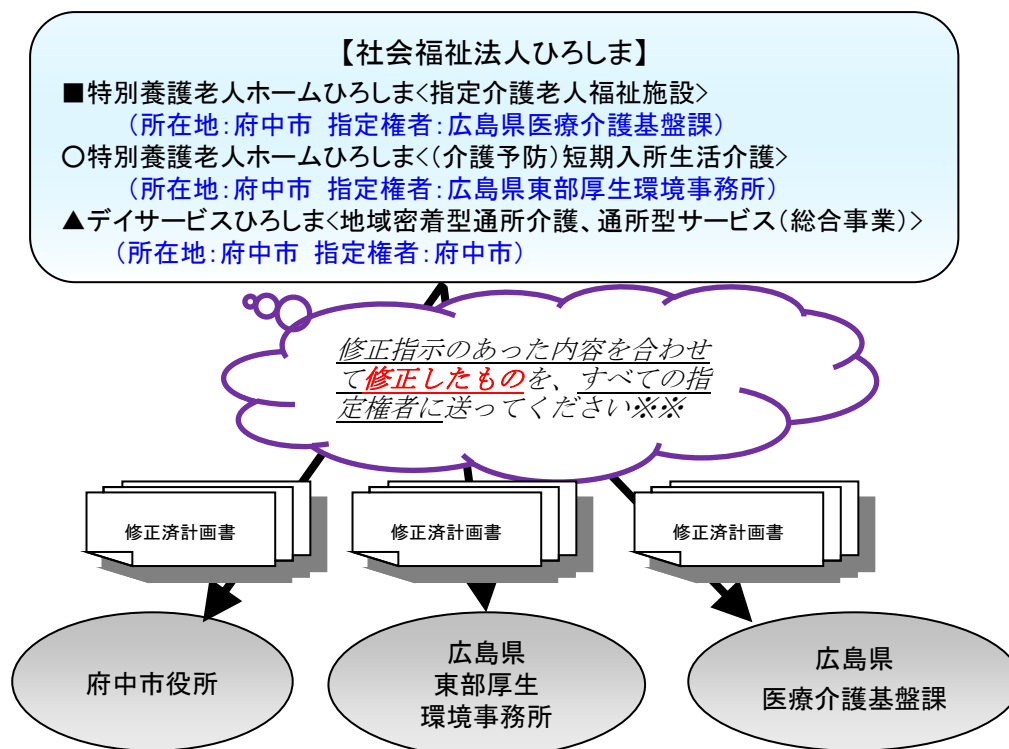


→「計画書」は、3指定権者に対し同一のファイルを提出
「体制届」は、事業所ごとに作成し、それぞれの事業所の指定権者にのみ提出

2. 各指定権者から法人の担当部署に修正の連絡がある。(※修正が必要な場合のみ)



3. 修正した部分（差替え分）の計画書等を、すべての指定権者へ送付する。



※※広島県庁医療介護基盤課と厚生環境事務所に同じものを提出している法人の場合、原則として、修正指示は広島県庁がまとめて行います。

4. 再度の修正の連絡があれば、2→3を繰り返してください。